

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2022 年 2 月 4 日

株式会社ネクスグループ

2022年2月4日

株式交換に係る事前開示事項

岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1

株式会社ネクスグループ

代表取締役社長 石原 直樹

株式会社ネクスグループ（以下、「当社」といいます。）及び株式会社実業之日本デジタル（以下、「実日デジタル」といいます。）は、2022年2月2日開催の両社取締役会において、当社を株式交換完全親会社、実日デジタルを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、同日、株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1をご参照ください。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2をご参照ください。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

実日デジタルは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3をご参照ください。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

実日デジタルは、2022年2月2日付で、当社との間で、株式交換契約書を締結いたしました。本株式交換は、2022年2月25日開催の臨時株主総会の決議による承認を得た上で、2022年3月1日を効力発生日として行う予定です。本株式交換の内容につきましては、別紙1をご参照ください。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第4号）

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2022年2月2日付で、実日デジタルとの間で、株式交換契約書を締結いたしました。本株式交換は、2022年2月25日開催の当社第38回定時株主総会の決議による承認を得た上で、2022年3月1日を効力発生日として行う予定です。本株式交換の内容につきましては、別紙1をご参照ください。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社ネクスグループ（以下「甲」という。）と株式会社実業之日本デジタル（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲 商号：株式会社ネクスグループ
住所：岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1
乙 商号：株式会社実業之日本デジタル
住所：大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号

第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当に関する事項）

- 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「本株式交換基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に36,549.70を乗じて得た数の甲の普通株式を、甲の普通株式を新たに発行することにより、交付する。
- 前項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従って処理するものとする。

第4条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年3月1日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金は0円とし、増加する準備金の額は、会社計算規則第39条の定めに従い、甲が定める金額とする。

第6条（株主総会）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの株主総会を招集し、本契約の承

認および本株式交換に必要な事項の承認決議を求めるものとする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議の上、これを行うものとする。

第8条（自己株式の消却）

1 乙は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）がある場合、その全てを消却するものとする。

第9条（本契約の変更及び合意解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙のいずれかの財政状態、経営成績、事業その他に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合には、協議し合意の上、本契約の変更又は解除を行うことができるものとする。

第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 甲又は乙の第6条に定める株主総会において本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (2) 本株式交換に関し、法令に基づき、本効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、関係官庁等に対する届出手続が完了しない場合
- (3) 前条に基づき本契約が解除された場合

第11条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関して甲及び乙の間に生じる一切の紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に規定のない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2022年2月2日

甲 岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1

株式会社ネクスグループ

代表取締役社長 石原 直樹



乙 大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号

株式会社実業之日本デジタル

代表取締役 岩野 裕一





別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

(1) 対価の相当性

① 本株式交換に係る対価及びその割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	実日デジタル (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	36549.70
本株式交換により割当交付する株式数	当社の普通株式：5,847,953株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

実日デジタルの普通株式1株に対して、当社の普通株式36549.70株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により割当交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が実日デジタルの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）における実日デジタルの株主に対して、その保有する実日デジタルの普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社の普通株式を割当交付する予定であり、割当交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる実日デジタルの株主においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、当社の単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

・ 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株主が当社に対し、自己の保有する単元未満株式

を買い取ることを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、実日デジタルの株主に割当交付される当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って処理するものといたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、下記（エ）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関としてONK 総合会計コンサルティング株式会社（以下、「ONK 総合会計コンサルティング」といいます。）を選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始しました。第三者算定機関であるONK 総合会計コンサルティングから受領した株式交換比率算定書を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社は、最終的に上記（1）「① 本株式交換に係る対価及びその割当ての内容」記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断し、2022年2月2日に開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結しました。

(イ) 算定に関する事項

①算定機関の名称及び両社との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるONK 総合会計コンサルティングは、当社及び実日デジタルから独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

②算定の概要

ONK 総合会計コンサルティングは、当社については、当社が東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（2022年1月26日を算定基準日として、算定基準日の終値、並びに算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。）による算定を行いました。実日デジタルについては、非上場会社であり、市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であることから、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます。）を採用して算定を行いました。

なお、ONK 総合会計コンサルティングが各評価手法に基づき算出した株式交換比率（実日デジタルの普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式の算定レンジ）は以下のとおりです。

当社	実日デジタル	当社	実日デジタル
市場株価分析	DCF分析		
165円～177円	6,327,000円～6,993,000円	1	39,643

ONK 総合会計コンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受け

た情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、株式交換比率の算定につき重大な影響を与えることが有り得る情報でONK 総合会計コンサルティングに対して未開示である情報が存在しないことを前提としております。更に、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定、査定、調査（不動産に係る環境調査等を含みます。）を行っておらず、第三者機関への鑑定、査定、調査又はその実在性の検証の依頼も行っておりません。ONK 総合会計コンサルティングの算定は、2022年1月26日までの情報及び経済条件を反映したものであり、実日デジタルの財務予測その他将来に関する情報については、実日デジタルの経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されていることや一定の前提・仮定を前提としております。また、ONK 総合会計コンサルティングによる株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性及び妥当性について意見を表明するものではありません。なお、ONK 総合会計コンサルティングが DCF 分析による算定の前提とした実日デジタルの事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

（ウ）上場廃止となる見込み及びその理由

当社は本株式交換において株式交換完全親会社であり、また株式交換完全子会社である実日デジタルは非上場会社のため、該当事項はありません。

（エ）公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換の検討に際して、公正性を担保することを目的として、以下の措置を講じております。当社は、当社及び実日デジタルから独立した第三者算定機関であるONK 総合会計コンサルティングを選定し、2022年1月27日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記（イ）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、ONK 総合会計コンサルティングより、株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、当社は、当社及び実日デジタルから独立した法務アドバイザーとして、出澤総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

（オ）利益相反を回避するための措置

本株式交換に関し、当社及び実日デジタルは親会社と子会社の関係ではなく、両社の間には役員の兼任もなく、特段の利益相反関係は存しないことから、特段の措置は講じおりません。

また、本株式交換に関し、当社にとって、シークエッジ・ジャパン・ホールディングスはその他の関係会社に当たるもの、両社の間には役員の兼任もなく、(カ)記載のとおりの交渉過程を経ることで、利益相反を回避するための措置を講じております。

(カ) 支配株主との重要な取引等に関する事項

(A) シークエッジ・ジャパン・ホールディングスの株主の概要

(1) 商号	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス
(2) 所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目 18 番 15 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 城丸 修一
(4) 事業の内容	投資業
(5) 資本金	12 百万円
(6) 設立年月日	1986 年 4 月 17 日

(注 1) 当該会社は非公開会社であり、財務情報及び主要株主等の持株比率については非開示とすることが求められているため、記載をしておりません。

(B) 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は支配株主等との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。

(C) 本株式交換で当社株式を取得するシークエッジ・ジャパン・ホールディングスは、2022 年 2 月 2 日現在、当社のその他の関係会社であることから、本株式交換の決定は、「支配株主との重要な取引等」を行う場合に準じて以下のとおり公正性を担保するための措置を講じております。

また、当社は、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、2022 年 2 月 2 日に、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨の意見書を、当社、実日デジタル及びシークエッジ・ジャパン・ホールディングスとの間で利害関係を有しない弁護士本澤順子氏より頂いております。内容としては、下記の通りです。

(i) 本株式交換の目的

貴社が本株式交換を実施する目的は、(ア) 今後の貴社グループにとって、将来性が高く見込め、また新たな収益源となる新規事業への参入と、(イ) 新規事業の開始に当たっては、極力リスクを抑えたいという 2 点を目指す点にある。

(ア) については、既存事業との親和性が高くかつ成長性が高い分野において、新規事業を開始するという貴社の決定は、相応の合理性が認められる。(イ) については、電子

書籍事業の分野について、参入リスクを最小化して、事業参入が見込めるかという点で検討を開始した。以上によれば、本株式交換は貴社にとって相応の合理的な目的があるものと認められ、殊更に貴社の少数株主の損害のもと、その他の関係会社たるシークエッジ・ジャパン・ホールディングスの利益を図ったものとは認められない。

(ii) 交渉過程の手続きの合理性検討

貴社の本株式交換実施に係る貴社の情報取得方法は、実日デジタル、實業之日本社及びシークエッジ・ジャパン・ホールディングスの各代表取締役から、本株式交換の実施に関する具体的な決定を行う貴社役員が直接情報を取得するというものであり、特段不合理な点はなく、その経緯には相応の合理性が認められる。

(iii) 実日デジタルの事業計画の合理性検討

貴社は、事業計画について、デジタルコンテンツ事業の今後のビジネスの成長可能性が高いこと、今後のデジタルコンテンツ事業全体の成長曲線が極端に低下するということは考えにくいことを総合的に考慮し、経営方針に一定の合理性があると判断している。上記判断の過程について、貴社の経営判断には相応の合理性があるものと認められる。

(iv) 本株式交換以外の方法をとる場合との比較検討

本株式交換が貴社にもたらす利益について他に考えうる手段がもたらす利益と比較検討し、貴社は本件の代わりとなりうる手法について複数の選択肢を多角的に検討し、これらの手法との比較において本株式交換の実施が最適であると判断したものである。かかる比較の手法及び内容について特段不合理な点は認められないため、本株式交換の実施は相応の合理性があるものと評価できる。

(v) 対価の公正性検討

貴社の本件基準株価は、本株式交換実施時における直近の貴社普通株式の市場価格であり、本件基準株価は本株式交換実施時における貴社株式の価値を客観的に表示しているものと認められる。

実日デジタルの価値算定に関しては、ONK 総合会計コンサルティングに価値算定を依頼し、先方提示価格から金額を下げるよう交渉を行い、最終的に約 10 億円にて合意を得ることができ、本株式交換契約に至った。本株式契約における背景、貴社の抱えている喫緊の課題、株主総会等のタイミング、株式価値算定書に基づいた価値判断、そこからの価格交渉の経緯、これらを総合考慮すると、本株式契約における対価には一定程度の公正性が認められる。

(vi) 貴社の企業価値向上への関与

以上を鑑みるに、本株式交換の目的は貴社にとって相応の合理性が認められるものであり、貴社は今回の判断を貴社の全株主に利益を還元する経営判断であると考えており、本株式交換は貴社自身に利益をもたらす可能性が一定程度あるものと認められる。

(vii) まとめ

本株式交換は、目的及び貴社の企業価値向上という観点から、貴社にとって必要性及び

相当性が認められる。さらに本株式交換は、貴社の株主総会において特別決議による承認を要するものであり、反対株主には株式買取請求権の行使による投下資本回収の機会が付与されることを併せ考慮すれば、本株式交換が貴社の少数株主に不利益を与えるものとは解されない。

（2）当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金は、0円とし、増加する準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途定める金額とします。

別紙3 実日デジタルの最終事業年度にかかる計算書類等の内容

実日デジタルに確定した事業年度は存在しません。実日デジタルの成立の日（2021年10月26日）における貸借対照表は、以下のとおりです。

科目	金額（千円）	科目	金額（千円）
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,000	流動負債	—
現金及び預金	8,000	固定負債	—
固定資産	—	負債合計	—
		(純資産の部)	
		資本金	8,000
		資本剰余金	—
		資本準備金	—
		利益剰余金	—
		純資産合計	8,000
資産合計	8,000	負債・純資産合計	8,000